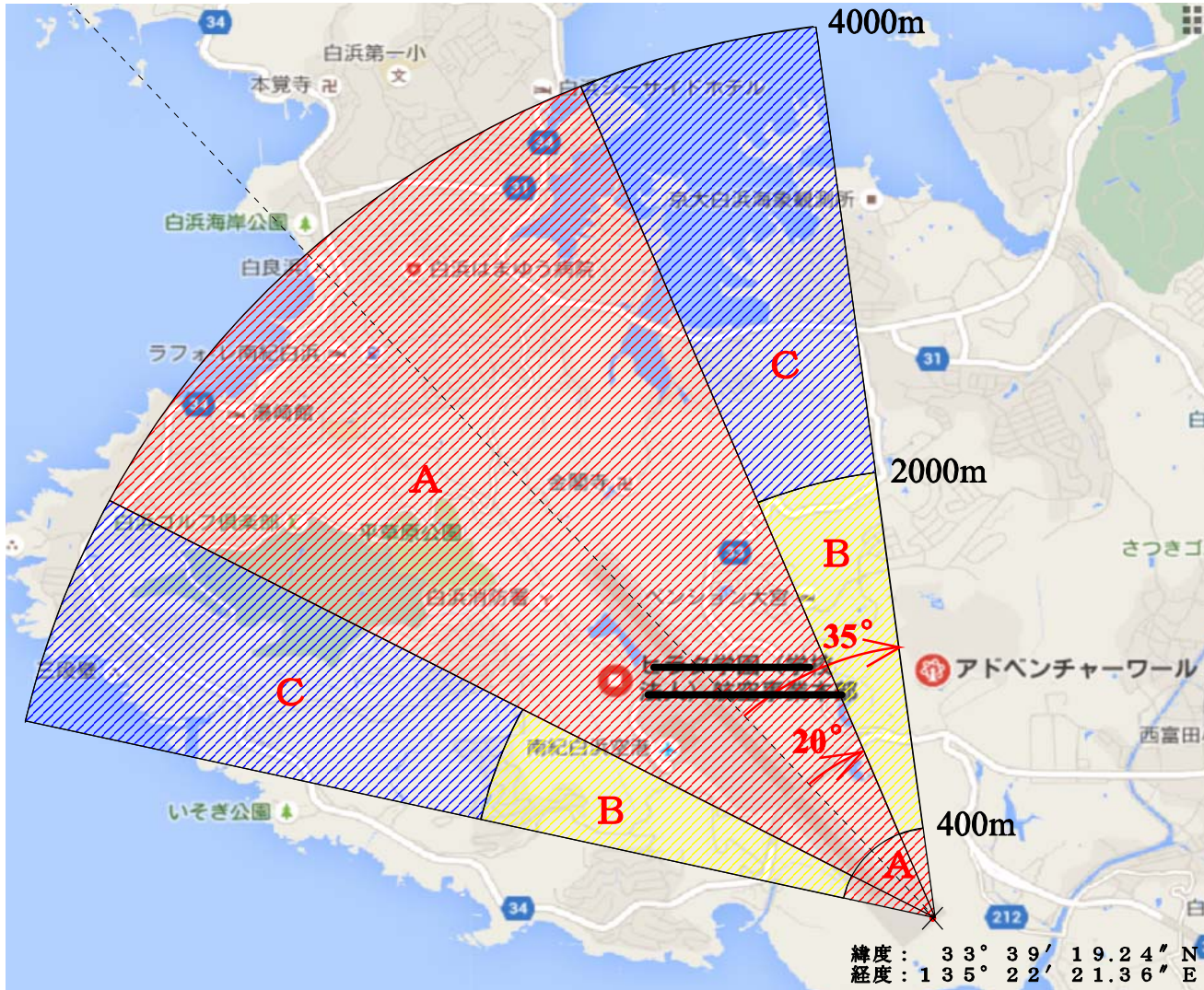


# 南紀 I L S 電波障害物件対象範囲図



図の範囲内に建設を計画されている方は、

国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所

システム運用管理センター 航空管制技術官

TEL : 06-6843-1297

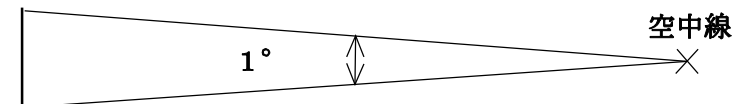
までお知らせください。

- ※空中線の海拔 81.8m を地盤高として、
- A 地区：地盤高より高い全ての建造物
  - B 地区：地盤高より 10m 以上高い建造物
  - C 地区：地盤高より 20m 以上高い建造物

ただし、以下の独立住宅等は対象外とする。

- ① 一戸建て住宅
- ② 2階建て以下の共同住宅
- ③ 2階建て以下の事務所（店舗）兼住宅
- ④ 7m以下の付属建築物  
（駐車場、倉庫、資材置場等）
- ⑤ 狭小構造物

対象範囲 A・B・C 地区の水平面内において、空中線から見て 1° 以内の幅を有する建造物。（下図）



**注意** 空港周辺に建設を計画されている方は、別途航空法上の高さ制限について確認が必要です。この図は、およその範囲を示しています。境界付近の場合も、ご連絡願います。

# 南紀VOR/DME 電波障害物件対象範囲図



図の範囲内に建設を計画されている方は、

国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所

システム運用管理センター 航空管制技術官

TEL: 06-6843-1297

までお知らせください。

※空中線直下の海拔109mを地盤高として、

A地区: 全ての建造物

B地区: 金属製は仰角1.2°以上の高さ、  
木造は仰角2.5°以上の高さのもの

ただし、以下の独立住宅等は対象外です。

- ① 一戸建て住宅
- ② 2階建て以下の共同住宅
- ③ 2階建て以下の事務所(店舗)兼住宅
- ④ 7m以下の附属建築物  
(駐車場、倉庫、資材置場等)
- ⑤ 狭小構造物

対象範囲A・B地区の水平面内  
において、空中線から見て1°以内  
の幅を有する建造物。(下図)

**注意** 空港周辺に建設予定のある方は、別途航空法上の高さ制限について確認が必要です。  
この図は、およその範囲を示しています。境界付近の場合も、ご連絡願います。

